

**令和8年度小規模離島ガソリンスタンド等物価高騰対応支援事業補助金  
公募要領**

**1 事業の目的**

物価高騰により施設・設備の修繕や更新等が困難となっている小規模離島やSS過疎地における石油製品販売事業者に対し、施設・設備の整備に要する経費を補助することで、離島住民等に対する石油製品の安定的な供給を図ることを目的としております。

**2 補助対象事業者**

- (1) 小規模離島に所在する石油製品販売事業者
- (2) SS過疎地<sup>※</sup>に所在する石油製品販売事業者

※ SS過疎地とは、市町村内のガソリンスタンド（SS）の数が3以下の自治体をいう（資源エネルギー庁定義）。

**3 補助対象経費**

小規模離島又はSS過疎地に所在する石油製品販売事業者が行う石油製品の販売事業の用に供する施設・設備の補修、修繕、改修、更新、または新增設。

**4 補助率・補助対象期間**

- (1) 補助率 9.5/10
- (2) 補助上限額 20,000千円（1販売店当たり）

**5 公募受付期間**

令和8年5月26日（火）から6月25日（木）17時まで（必着）

**6 応募方法**

所定の書類に必要事項を記入し、郵送またはメールにてご提出ください。

**7 提出書類**

- (1) 応募申請書
- (2) 2社以上の見積書の写し（補修・改修の場合で、既存の契約に基づき実施する場合は契約書の写し及び見積書の写し等金額が確認できる書類）。ただし、2社以上から見積書を取ることができないと認められる場合は、この限りではありません。
- (3) 現行施設・設備の状況が分かる写真データ（新增設の場合を除く）

**8 審査方法**

提出された書類に基づき評価を行い、予算の範囲内で、合計点が高い申請者を優先的に補助事業予定者として決定します。

## 9 選定基準（評価項目及び配点）

提出された書類に基づき、以下の評価項目により総合的に審査します。

なお、「(4) 実現可能性」の項目に該当する場合は、(1)から(3)で得た得点に関わらず、不採択となるのでご注意ください。

### (1) 老朽化の度合い

ア 施設・設備の導入からの経過年数（15点）

イ 老朽化による機能低下・安全性への配慮（15点）

### (2) 地域性と供給体制

ア 所在地（30点）

イ 地域の供給体制（10点）

### (3) 体制強化・法令対応

ア 供給体制強化の必要性（15点）

イ 法令等対応（15点）

### (4) 実現可能性

不採択

## 10 審査結果の通知

審査結果については、補助事業予定者に決定したかどうかを問わず、すべての申請者に通知します。なお、通知の時期については、8月頃を予定しています。

## 11 その他留意事項

- (1) 申請に当たっては、事前に担当者にご相談ください。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 本公募により補助事業予定者に決定された場合でも、その後の補助金交付申請を行ない、県から交付決定通知を受けていなければ、補助金の交付を受けることができません。
- (4) 複数の施設・設備について補助を受けたい場合は、それぞれで評価を行うため、個別に応募をお願いします。

## 12 問い合わせ先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2（県庁7階）

沖縄県企画部 地域・離島課 担当：新城、上原、比嘉

TEL：098-866-2370

FAX：098-866-2068

E-mail：aa017035@pref.okinawa.lg.jp